



# 山形県公報

平成22年5月7日(金)  
第2140号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……575
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……576
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……577
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……578
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森林課) ……579
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……580

### 公 告

- 警備員指導教育責任者講習の実施……………(公安委員会) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……582

## 告 示

### 山形県告示第453号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------|---------|-------------|
| ふるさと企画有限公司         | 大手町デイサービス<br>新庄市大手町2番83号 | 通 所 介 護 | 平成22. 4. 22 |

### 山形県告示第454号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------|----------|-------------|
| ふるさと企画有限会社           | 大手町デイサービス<br>新庄市大手町2番83号 | 介護予防通所介護 | 平成22. 4. 22 |

**山形県告示第455号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成21年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字六沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第456号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字延沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第457号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成21年12月8日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字横山の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第458号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成9年5月23日から平成11年2月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
法師柳、長瀬、西落合、池黒及び漆山の各一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第459号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成22年1月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第460号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成22年1月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

**山形県告示第461号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称

最上町

- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年1月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

#### 山形県告示第462号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年1月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

#### 山形県告示第463号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年1月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成22年4月23日

#### 山形県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
諏訪堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日

平成22年 4月 21日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第465号

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 5月 7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和40年 8月 県告示第772号）の一部を次のように改正する。

|     |                      |                                                        |                        |               |   |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|---------------|---|
| 別表中 | カシノナガ<br>キクイムシ<br>駆除 | カシノナガキクイムシの付<br>着により枯死し、又は枯死<br>にひんしている樹木の薬剤<br>によるくん蒸 | 伐倒費、薬剤費、くん蒸費<br>及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ | を |
|     |                      |                                                        |                        |               |   |

|                      |                                                        |                        |               |              |
|----------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|---------------|--------------|
| カシノナガ<br>キクイムシ<br>駆除 | カシノナガキクイムシの付<br>着により枯死し、又は枯死<br>にひんしている樹木の薬剤<br>によるくん蒸 | 伐倒費、薬剤費、くん蒸費<br>及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ | に改め、同表の備考第1項 |
| カシノナガ<br>キクイムシ<br>防除 | カシノナガキクイムシが付<br>着し、又は付着するおそれ<br>のある樹木への殺菌剤の樹<br>幹注入    | 薬剤費、薬剤注入費及び事<br>業雑費    | $\frac{3}{4}$ |              |

中「松くい虫伐倒（2種）駆除及び」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の規定は、平成22年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年 5月 7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成22年 5月 7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|---------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字丸森4583番 1 から<br>同 4584番 1 まで | 旧    | 12.0 メートル<br>} 8.2  | 132<br>メートル |
| 同 上                                     | 新    | 19.2 メートル<br>} 14.0 | 同 上         |

## 山形県告示第467号

次の開発行為は、完了した。

平成22年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年1月8日 指令村総建第5022号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字鶴田46番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市北久野本三丁目11番11号  
マルエイ建材株式会社

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年5月7日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の期間及び場所

| 区 分    | 期 間                           | 場 所                      |
|--------|-------------------------------|--------------------------|
| 新規取得講習 | 平成22年7月7日（水）から同月12日（月）までの6日間  | 山形市東古館123番地<br>協同の杜JA研修所 |
| 追加取得講習 | 平成22年7月10日（土）から同月12日（月）までの3日間 |                          |

- 3 受講対象者

| 区 分    | 受 講 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | <p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する交通誘導業務（以下「交通誘導業務」という。）に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（交通誘導業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの |
| 追加取得講習 | 当該警備業務以外の法第2条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当するもの                                                                                                                                            |

4 定員

| 区 分    | 定 員 |
|--------|-----|
| 新規取得講習 | 30人 |
| 追加取得講習 | 15人 |

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成22年5月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真をちょう付したもの）を直接持参すること。

| 区 分    | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | (ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書<br>(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し<br>(ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面<br>(エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面<br>a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し<br>b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 |
| 追加取得講習 | (ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類<br>(イ) 指導教育責任者資格者証等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## イ 提出期間

平成22年5月24日（月）から同月31日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

## ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

| 区 分    | 額       |
|--------|---------|
| 新規取得講習 | 38,000円 |
| 追加取得講習 | 14,000円 |

## 6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあっては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあっては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行くこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成22年5月7日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 914,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5 電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成22年4月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形酸素株式会社 山形市久保田一丁目7番1号
- 5 落札金額 36.75円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年2月26日